

「観光客の安全確保のための原子力災害時初動対応マニュアル」の改正について

1. 改正の趣旨

平成30年3月に策定した「観光客の安全確保のための原子力災害時初動対応マニュアル」について、原子力防災訓練の結果等を踏まえ、本マニュアルの充実化を図るため、所要の改正を行う。

2. 改正内容

(1) 平成30年度北海道原子力防災訓練の結果を踏まえた改正

ア 緊急時における情報伝達について

原子力災害時に観光事業者が観光客から質問を受けた場合の対応について追加（6ページ）

イ 外国人観光客への情報発信ツールについて

外国人観光客等避難誘導訓練で使用した「4か国語のチラシ」や「ホテルから空港や駅までの避難経路を記載した地図」をそれぞれ参考例として追加（17ページ～21ページ）

(2) その他の改正

ア 原子力災害時の情報源等について

関係機関からの意見を踏まえ、原子力災害時の情報源や領事館等の連絡先について改正（22ページ～25ページ）

イ 道における取組について

胆振東部地震における観光客対応に係る道の検証結果を踏まえた新たな道の取組（観光客緊急サポートステーション）等について追加（26ページ）

3. 今後の対応

- 後志管内の観光事業者（観光施設、宿泊施設）へマニュアルの改定版を周知・配布
- 後志管内の観光事業者を対象とした原子力防災に係る研修会の実施
- 外国人観光客等避難誘導訓練においてマニュアルに沿った手順の確認